

山田町営建設工事の成績評定について

1 経緯

本町における工事成績評定については、これまで評定結果は非公表として実施していましたが、このたび週休2日工事を導入するに当たり、「山田町営建設工事成績評定要領」を制定し、今後は以下の取扱いとします。

2 今後の工事成績評定について

これからの本町での工事成績評定は、以下のとおり実施します。

(1) 工事成績評定の対象

設計金額130万円以上の土木工事、建築一式工事、水道施設工事で、町内に主たる営業所を有する者（町内業者）が施工したものを対象とします。

(2) 評定

対象工事ごとに「山田町営建設工事成績評定要領」の工事成績採点表（様式第1号）及び細目別評定点採点表（様式第2号）に沿って評定を実施します。

(3) 評定の結果通知

今後は評定の結果を評定点として対象工事の受注者に通知します。また、通知された評定結果については、通知を受けた日から14日（休日を含む。）以内に書面を提出することにより町への説明申立を行うことができます。

なお、算定した評定結果について、当該工事の受注者以外の第三者への公表（公開）は行いません。

(4) 施行日

令和6年7月1日

山田町営建設工事成績評定要領

令和6年6月26日財第100号

(目的)

第1 この要領は、町営建設工事の工事成績の評定に関し必要な事項を定め、工事の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町営建設工事 町営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格等に関する規程（平成23年山田町告示第26号）第2条第1号に規定する町営建設工事をいう。
- (2) 検査員 山田町町営建設工事検査規程（昭和60年山田町訓令第3号）第2条に規定する検査員をいう。
- (3) 監督職員 山田町町営建設工事監督規程（昭和60年山田町訓令第4号）第2条第1項に規定する監督職員をいう。
- (4) 工事主管課 対象工事を主管する課等をいう。

(対象工事)

第3 工事成績の評定（以下「評定」という。）の対象となる町営建設工事は、1契約当たりの最終請負金額（工期が複数年にわたる工事にあつては、出来高検査時点における請負金額）が130万円以上の土木工事、建築一式工事又は水道施設工事で、山田町内に主たる営業所を有する者が請け負った工事とする。

(評定者)

第4 評定を行う職員（以下「評定者」という。）は、当該町営建設工事の工事主管課の長、検査員及び監督職員とする。

(評定の時期)

第5 評定を行う時期は、検査員にあつては検査実施の都度、工事主管課の長及び監督職員にあつては工事の完成のときに行うものとする。

(評定の方法)

第6 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 工事成績の採点は、工事成績採点表（様式第1号）により行うものとする。

- 3 細目別評定点の算出は、細目別評定点採点表（様式第2号）により行うものとする。
- 4 評定の実施に当たっては、別紙「考査項目別運用表」により評価を行うこととし、別紙中の「出来形及び品質のばらつきの考え方」及び「施工プロセス」のチェックリストを考慮して行うものとする。また、工事における創意工夫、社会性等に関しては、受注者から当該工事における実施状況の提出があった場合はこれも考慮するものとする。
- 5 品質及び出来ばえの評価は、主たる工種について行うものとし、主たる工種が複数ある場合は、直接工事費の比率の高いものから足して70パーセントを超えるまでの最大3工種を対象に考査を行うものとする。ただし、これ以外の工種で評定者が重要と認めるものがあるときは、上位工種の最下位の工種に替えて当該工種を考査対象とすることができる。
- 6 前項の評価の結果、工種ごとに評価が分かれた場合は、最も低い評価を採用する。
- 7 現場環境改善費を用いた取組みは、評価の対象としない。
（評定点の通知及び公表）
- 第7 町長は、評定を行ったときは、遅滞なく当該工事の請負人に対して、評定点を山田町営建設工事成績評定通知書（様式第3号）により通知するものとする。
（評定の修正）
- 第8 町長は、第7の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められるときは、修正をしなければならない。
- 2 町長は、前項の修正を行ったときは、速やかにその結果を当該請負人に通知するものとする。
（説明要求等）
- 第9 第7の通知を受けた請負人は、通知を受けた日から起算して14日以内（山田町の休日に関する条例（平成2年山田町条例第4号）に規定する町の休日を含む。）に、書面により町長に対し評定点等について説明を求めることができる。
- 2 町長は、前項の説明を求められたときは、様式第4号により説明会の開催を通知し、説明会で当該工事の現場代理人等と監督職員及び検査員が評定内容について意見交換を行い、その結果を様式第5号により回答するものとする。
（補則）

第 1 0 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

工事成績採点表〔完成・出来形（指定部分）・出来形（既成部分）・中間〕

年 月 日
課

工事名		契約金額（最終）																				円												
受注者名		工期										から										完成年月日												
		監督職員					工事主管課の長					検査員（中間）					検査員（中間）					検査員（完成）												
		氏名					氏名					氏名					氏名					氏名												
考查項目	細別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1 施工体制	I 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																												
	II 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																												
2 施工状況	I 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	II 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15																					
	III 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15																					
	IV 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																												
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	II 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	III 出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5		+5.0		+2.5		0	-5		+5.0		+2.5		0	-5	
4 工事特性	I 施工条件等への対応 ※2						+20.0～0																											
5 創意工夫	I 創意工夫 ※3	+7.0～0																																
6 社会性等	I 地域への貢献等						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0																							
加減点合計（1+2+3+4+5+6）		± . 点					± . 点					± . 点					± . 点																	
評定点（65点±加減点合計） ※1		① . 点					② . 点					③ . 点					④ . 点																	
評定点計		○中間技術検査があった場合：（① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2）= 点 ※ただし、③は中間技術検査が2回以上の場合は平均値 ○中間技術検査がなかった場合：（① 点×0.4+② 点×0.2+④ 点×0.4）= 点																																
7 法令順守等		点																																
8 総合評価 技術提案	技術提案履行確認	履行 不履行 対象外																																
9 働き方改革特別加算		点																																
評定点合計 ※6		点					○評定点計（ 点）+法令順守、総合評価履行確認（ 点）+働き方改革特別加算（ 点）=					点																						
所見 ※5		(監督職員)					(工事所管課の長)					(検査員)																						

※1 65点+1～3の評定（加減点合計）+4～6の評定（加算合計）=評定点
各評定点（①～④）は、小数第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。

※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。

※4 4、5、6は加算評価のみとする。また、法令順守等は、減点評価のみとする。

※5 所見があれば記載する。

※6 評定点合計は、四捨五入により整数とする、また、100点を超過した場合は100点とする。

細目別評定点採点表

工事名：

考查項目	細別	①監督職員	②工事主管課の長	③検査員（中間）	③検査員（中間）	④検査員（完成）	細目別評定点
1 施工体制	I 施工体制一般	() × 0.4 + 2.9 = 点					点 3.3点
	II 配置技術者	() × 0.4 + 2.9 = 点					点 4.1点
2 施工状況	I 施工管理	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	点 13.0点
	II 工程管理	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.2 = 点				点 8.1点
	III 安全対策	() × 0.4 + 2.9 = 点	() × 0.2 + 3.3 = 点				点 8.8点
	IV 対外関係	() × 0.4 + 2.9 = 点					点 3.7点
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	() × 0.4 + 2.8 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	点 14.9点
	II 品質	() × 0.4 + 2.9 = 点		() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	点 17.4点
	III 出来ばえ			() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	() × 0.4 + 6.5 = 点	点 8.5点
4 工事特性	I 施工条件等への対応		() × 0.2 + 3.3 = 点				点 7.3点
5 創意工夫	I 創意工夫	() × 0.4 + 2.9 = 点					点 5.7点
6 社会性等	I 地域への貢献等		() × 0.2 + 3.2 = 点				点 5.2点
7 法令順守等	法令順守に係る減点		() × 1.0 = 点				
8 総合評価技術提案	総合評価による減点		() × 1.0 = 点				
9 働き方改革	働き方改革による加点		() × 1.0 = 点				
評定点合計							点 100点

※ 中間技術検査があった場合 (①+②+③×0.5+④×0.5) =細目別評点 (中間技術検査が2回以上あった場合は③を平均する)
 中間技術検査がなかった場合 (①+②+④) =細目別評価点

様

山田町長

山田町営建設工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、山田町営建設工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑義があるときは、この通知を受けた日から起算して14日（休日を含む。）以内に別紙「山田町営建設工事成績評定通知書に関する説明要求書（以下「説明要求書」という。）」により説明を求めることができます。説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についての問い合わせ先は、下記のとおりとなります。

説明要求書が提出された場合には、後日、説明会の日程のご案内を送付いたしますので、その際には、当該工事の現場代理人等の出席をお願いいたします。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 期 年 月 日から 年 月 日
- 3 完成検査年月日 年 月 日
- 4 成 績 評 定 評定点 点（項目別評定点は、下表のとおり）
- 5 説明要求書送付先 〒028-1392
岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号
山田町 課 係
- 6 問 い 合 わ せ 先 0193-82-3111（内線 ）

【項目別評定点】

考 査 項 目	細 別	評定点／満点
1 施工体制	I 施工体制一般	点 / 3.3点
	II 配置技術者	点 / 4.1点
2 施工状況	I 施工管理	点 / 13.0点
	II 工程管理	点 / 8.1点
	III 安全対策	点 / 8.8点
	IV 対外関係	点 / 3.7点
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	点 / 14.9点
	II 品質	点 / 17.4点
	III 出来ばえ	点 / 8.5点
4 工事特性	施工条件等への対応	点 / 7.3点
5 創意工夫	創意工夫	点 / 5.7点
6 社会性等	地域への貢献等	点 / 5.2点
7 法令順守等（減点のみ）		点
8 総合評価技術提案（減点のみ）		点
8 働き方改革等特別加点		点
評定点合計		点 / 100.0点

別紙

年 月 日

山田町長 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

印

山田町営建設工事成績評定通知書に関する説明要求書

下記のとおり説明を要求します。

記

申立て内容

※ 送付している山田町営建設工事成績評定通知書（様式第3号）の写しを添付すること。

様

山田町長

山田町営建設工事成績評定結果に対する説明会について

貴社から 工事の山田町営建設工事成績評定通知に関する説明要求書が提出されましたので、下記日程で説明会を開催します。
つきましては、当該工事の現場代理人等の出席をお願いいたします。

記

- 1 日時 年 月 日 時から
- 2 場所

様

山田町長

山田町営建設工事成績評定に係る説明書（回答）

〇〇 年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 工事名 工事
- 2 申し立てに対する回答